

平成十八年政令第三十七号

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令

内閣は、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第六条第一項（同法第七条第三項及び第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項（同法第十五条第三項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項、第十六条第一項、第十九条第一項、第二十条第二項、第二十六条第二項、第五十九条第三項及び第四項、第六十九条第二項及び第三項並びに第八十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（指定疾病）

第一条 石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める疾病は、次のとおりとする。

- 一 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺
- 二 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

（認定の有効期間）

第二条 法第六条第一項（法第七条第三項及び第八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、次の各号に掲げる指定疾病の種類に応じてそれぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 中皮腫 五年
- 二 気管支又は肺の悪性新生物 五年
- 三 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 五年
- 四 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 五年

（法第十二条第一項の政令で定める法律）

第三条 法第十二条第一項（法第十五条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）
- 四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
- 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）
- 六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）
- 七 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

（医療に関する審査機関）

第四条 法第十四条第一項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第九十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法第七十九条に規定する介護給付費等審査委員会とする。

（療養手当の額）

第五条 法第十六条第一項の政令で定める額は、十万三千八百七十円とする。

（葬祭料の額）

第六条 法第十九条第一項の政令で定める額は、十九万九千円とする。

（特別遺族弔慰金の額）

第七条 法第二十条第二項の政令で定める額は、二百八十万円とする。

（法第二十六条第二項の政令で定める給付）

第八条 法第二十六条第二項の政令で定める給付は、療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金の支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、次に掲げる法律の規定のうち環境省令で定めるものに基づき支給される給付とする。

一 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）

二 船員保険法

三 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

四 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）

五 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）

六 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）

七 船員法（昭和二十二年法律第九十号）

八 災害救助法（昭和二十二年法律第九十八号）

九 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）

十 消防法（昭和二十三年法律第九十六号）

十一 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）

十二 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）

十三 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）

十四 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）

十五 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）

十六 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）

十七 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第四十三号）

十八 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）

十九 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

二十 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）

二十一 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）

二十二 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一号）

二十三 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）

二十四 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）

二十五 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）

二十六 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百二十号）

二十七 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）

二十八 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

二十九 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）

（法第二十六条第二項の給付に相当する金額）

第九条 法第二十六条第二項の政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

一 前条に規定する給付が一時金としてのみ行われるべき場合 当該一時金の額を基礎として

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該給付の価額、支給の時期及び法定利率を基礎として環境省令で定める方法により算定した額

（一般拠出金の徴収に要する費用の額）

第十条 法第三十六条の政令で定めるところにより算定した額は、当該年度における一般拠出金（法第三十七条第一項の一般拠出金をいう。以下同じ。）の返還金の額並びに一般拠出金の徴収及び法第三十八条第二項の一般拠出金事務を処理する労働保険事務組合（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第三十三条第三項の労働保険事務組合をいう。）に関する事務に要する費用の額の合計額から法第三十四条の規定による国庫の負担額を減じて得た額とする。

附 則 (平成二十七年三月三十一日政令第一三八号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年一月十一日政令第三七九号)

この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十九年七月十四日政令第一九六号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年四月七日政令第一六三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。